

学校における各種支援制度

令和6年10月7日

都立青梅総合高等学校 定時制

支援対象	制度名	内容	学年	申請時期	案内送付対象者及び申請手続対象者
授業料	就学支援金	授業料を一部または全額補助。 所得要件等あり	1年	入学前	入学者全員が対象となります。必ず申請してください。
				7月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず申請してください。
			2～4年	7月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず申請してください。
	授業料減免 (支援金所得超過)	授業料を一部または全額免除。 所得超過により就学支援金等が不認定 となった場合に対象となる。	1年	入学前	対象者未確定の為、全員提出してください。(令和6年度に限り、後日 対象者のみに通知)
			2～4年	4月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず 申請してください。
				9月	
	授業料減免 (単位数超過)	授業料を一部または全額免除。 単位数要件により就学支援金等が不認 定又は一部認定となった場合に適用可。	2～4年	4月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず 申請してください。
				7月	
	授業料減免 (生活保護等同等世帯)	授業料を一部または全額免除。 就学支援金等が不認定又は対象外とな る世帯に対する制度。扶養家族数や所 得により判定。	1～4年	4月	原則学校からのご案内は行いません。もし就学支援金や他の減免制 度が認定されなかった場合、世帯全体の所得が生活保護に準じる程 度であれば、この減免制度が適用できる可能性があります。経営企画 室学事担当までご相談ください。申請月から減免対象となります。
				通年可	
	学び直し支援金	授業料を一部または全額補助。 前籍校があり所得超過以外の要件で支 援金等が一部認定又は不認定となった 場合に対象。単位数及び在籍期間の上 限あり。	2～4年	4月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず 申請してください。
				7月	
積立金	給付型奨学金	積立金を補助。所得要件あり。	1年	4月	対象者未確定の為、全員申請してください。
			2～4年	2月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず 申請してください。
積立金と 家計費	奨学のための給付金	家庭の教育費を援助。所得要件あり。	1～4年	7～8月	手続が必要な対象者のみにご案内します。案内が届いた場合は必ず 申請してください。